

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月24日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

奈良県公安委員会規則第10号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第13号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。